

東日本大震災の被災者に係る一部負担金（窓口負担）の取扱いについて

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等（※1）から東日本大震災発生後に福井県に転入した方（県外他市区町村へ転出後、福井県に転入した方を含む）で、福井県の被保険者となった方（転入後、年齢到達した被保険者を含む）の平成 29 年度における一部負担金の免除措置は以下のとおりです。

○平成 29 年度一部負担金の減免措置

免除対象者	免除措置
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>帰還困難区域等（※2）</u> から転入した被保険者 ・ <u>旧避難指示区域等（※3）</u> から転入した <u>上位所得層（※5）を除く</u> 被保険者 ・ <u>旧居住制限区域等（※4）</u> から転入した <u>上位所得層（※5）を除く</u> 被保険者 	平成 30 年 2 月 28 日までの間に係る一部負担金を免除
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>旧居住制限区域等（※4）</u> から転入した <u>上位所得層（※5）</u> の被保険者 	平成 29 年 9 月 30 日までの間に係る一部負担金を免除

（※1）①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点（ホットスポット）の 4 つの区域等をいう（いずれも、解除・再編された場合を含む）。

（※2）①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の 3 つの区域をいう。

（※3）①平成 25 年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む）、②平成 26 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）、③平成 27 年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（檜葉町の一部）の 3 つの区域等をいう。

（※4）居住制限区域及び避難指示解除準備区域で、平成 28 年度に①指定が解除された葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、②平成 29 年 3 月末の指定の解除が決定された飯館村の一部、川俣町の一部、③平成 29 年 3 月末の指定の解除の決定に向けて取り組んでいる浪江町の一部及び富岡町の一部をいう。

（※5）世帯に属する後期高齢者医療の被保険者について、平成 28 年（平成 29 年 7 月までの間において、平成 27 年）の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 18 条第 1 項第 2 号に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が、600 万円を超える世帯をいう。